

民間障害者通所施設の移転整備について

1 経緯

旧第六中学校跡地の活用素案に基づき、民間障害者通所施設の移転整備について、スマイルプラザ中央町の運営および今後の建て替え等に影響を及ぼさない場所として敷地区分面積を確定させるため現況測量を実施した結果、次の位置及び面積を確保し移転整備することとする。

2 スマイルプラザ中央町用地（北側）

(1) 用地の概要

所在地 目黒区中央町二丁目2668番31の一部（別添図面A及びBのとおり）

貸付け面積 スマイルプラザ中央町敷地（北側）全体6,571.76㎡のうちの
808.57㎡

（図面A：418.45㎡、図面B：390.12㎡）

用途地域 第一種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率200%
絶対高さ17m、第1種高度地区

(2) 貸付条件等

ア 財産の取扱い

行政財産の用途を廃止し普通財産として貸付ける。（地方自治法第238条の5第1項）

イ 契約の相手方

図面A：特定非営利活動法人青松の会（中町作業所）

図面B：社会福祉法人あかねの会（清水実習所）

ウ 貸付料

区において需要が高く早急に施設整備が必要となる事業を実施することから、財産の交換・譲与・無償貸付け等に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1号に基づき、貸付料は無償とする。

エ 権利金

条例第5条に基づき、権利金は免除とする。

オ 貸付期間

目黒区公有財産管理規則第29条第1項第2号に基づき貸付期間は30年間とする。

カ 指定用途

2法人は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、就労継続支援事業を実施する。

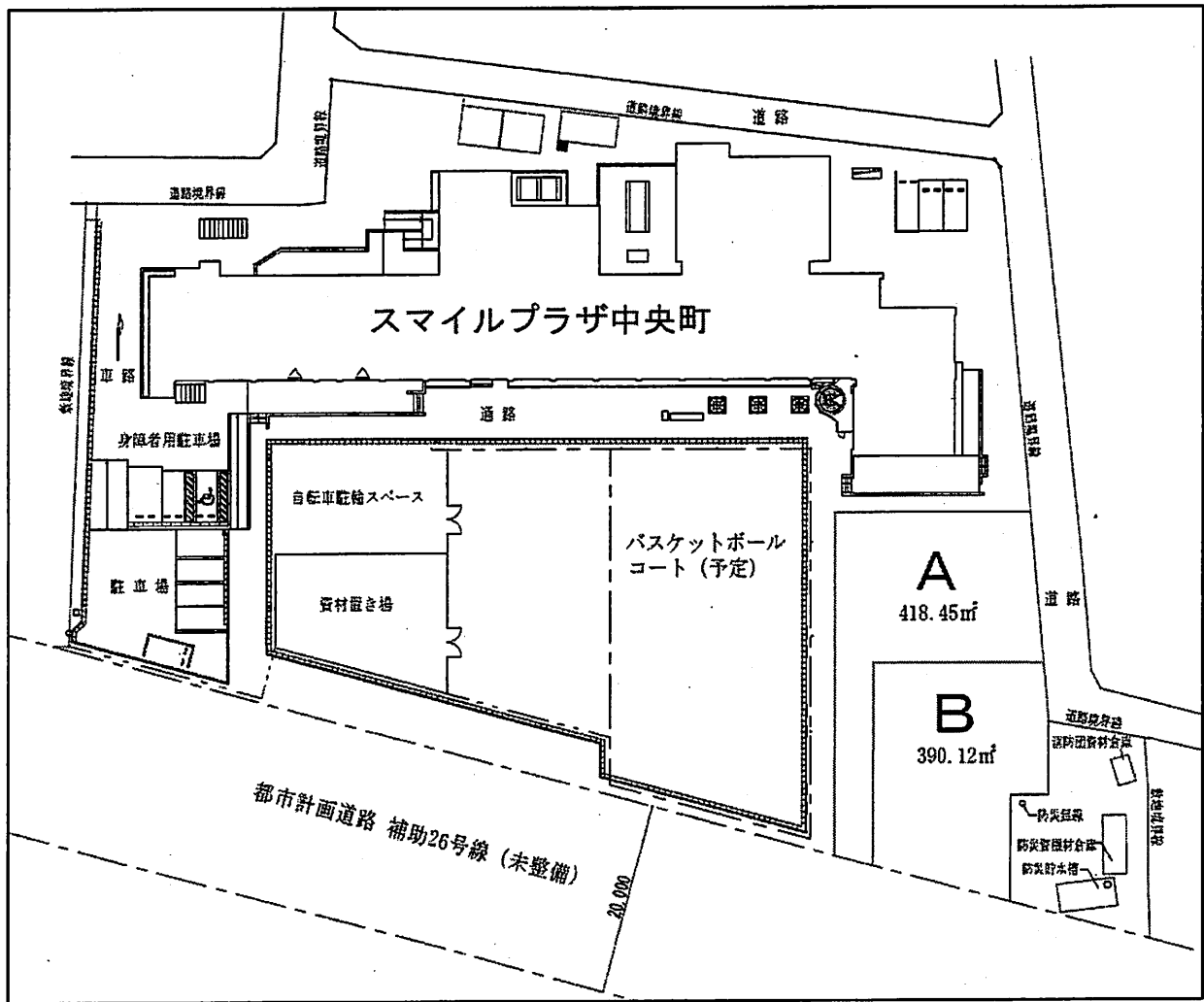
キ その他

各事業所の定員を20名から30名以上に増員する。

(3) 今後のスケジュール (予定)

28年8月頃	建築工事地元住民説明会
10月頃	工事着工
29年5月頃	竣工
5月以降	移転

以上



A : 中町作業所
B : 清水実習所